平成２１年（フ）第１４号
山梨県富士吉田市上暮地2252番地　市営数見団地３号館302号室
破産者　武藤　達成
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２０年（フ）第１６９号
岐阜県不破郡垂井町栗原1755番地の１
破産者　株式会社磯木組
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第８号
岐阜県海津市南濃町松山246番地の１
破産者　株式会社田園
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
岐阜県瑞浪市陶町猿爪472番地の９
破産者　有限会社ジエー・アンド・エヌ臼井陶器
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第５１号
岐阜県瑞浪市陶町猿爪472番地の９
破産者　臼井　紀仁
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第６１号
岐阜県中津川市中津川926番地の233
破産者　張山　八郎
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１１号
京都府南丹市園部町城南町安岡５番の３
破産者　有限会社岩商運輸
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第３４号
徳島市八万町上福万３―69
破産者　株式会社シンケン
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２７９号
鹿児島県垂水市牛根境1250番地
破産者　秀金水産有限会社
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６１号
福岡県大川市大字向島1935番地１
破産者　岩﨑　重利
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
宮城県石巻市渡波字黄金浜83番地７
破産者　岡沢　文子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２０年（フ）第１６８０号
さいたま市西区三橋６丁目1737番地25
破産者　小圷　正興
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１７６２号
さいたま市大宮区吉敷町３丁目144番地１―２―502、旧住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保541番地11　ハイホームみずほ台108号
破産者　江上　隆一
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
茨城県古河市大山1734番地34　サンモアユチーナ205号室、破産手続開始時の住所埼玉県北埼玉郡北川辺町大字麦倉369番地３
破産者　工藤美智留
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
さいたま市岩槻区並木２丁目３番１―903号
破産者　増田　　稔
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
さいたま市浦和区東仲町27番19号
破産者　大谷滿律子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
金沢市白菊町13番15号、従前の住所金沢市白菊町３番12号
破産者　西出　好範
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第９号
三重県伊賀市予野8792番地
破産者　月井いづみ
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第１６１３号
札幌市白石区東札幌１条１丁目４番23号
破産者　本多　孝光
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９４６号
札幌市西区琴似１条４丁目２番13―411号
破産者　小野　輝夫
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部